

# KOBELCO グループ 人権基本方針

KOBELCO グループ（以下、当社グループ）は、グローバルに事業展開する企業グループとして国際規範を踏まえた人権尊重の取組み姿勢を明確に示すため、人権基本方針（以下、本方針）を制定します。

## 1 国際規範の尊重

当社グループは、人権の尊重が企業にとって重要な社会的責任であるとの認識に立ち、2021年に参加表明した「国連グローバルコンパクト」の原則に基づき、事業活動から影響を受ける全ての人びとに対して「国際人権章典」や国際労働機関（ILO）の「労働における基本原則および権利に関する宣言」などの国際的に認められた人権規範を最大限に尊重するとともに、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、実践します。

## 2 適用範囲

本方針は、当社グループのすべての役員と従業員（当社グループで働く正社員・嘱託社員・派遣社員を含む全ての者）に対して適用します。また、サプライヤーを含む当社グループのビジネスパートナーに対しても本方針を理解し、支持していただくことを期待しています。

## 3 適用法令の遵守

当社グループは、事業活動を行うそれぞれの国や地域における法令や規則を遵守します。

## 4 教育

当社グループは、役員及び従業員に対して適切な教育を行い、人権に対する負の影響の予防に努めます。

## 5 人権デューディリジェンス

当社グループは、自らの事業活動が社会に与える人権への負の影響の防止又は軽減を目的として調査・評価を行い、適切な手段を通じて是正する人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施するとともに、その進捗や結果について外部に開示します。

## 6 対話・協議

当社グループは、人権における潜在的及び実際の負の影響を予防・軽減するため、関連するステークホルダーと対話や協議に努めます。

## 7 是正・救済措置

当社グループは、自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合には、是正や救済に向けて適切に対処するとともに、サプライヤーを含む当社グループのビジネスパートナーにおいて人権に対する負の影響が明らかな場合には、適切な対応を行うよう働きかけを行います。

## 8 推進体制・苦情処理

当社グループは、株式会社神戸製鋼所のサステナビリティ推進委員会が本方針の遵守と人権尊重の取組みの推進やモニタリングを行い、重要事項に関しては株式会社神戸製鋼所の経営審議会及び取締役会に付議・報告します。また、人権侵害に関する実効的な苦情処理の仕組みの構築に取り組みます。

## 9 本方針の決定

本方針は、当社グループの企業理念に基づき、基本的な人権尊重の取組みに関する約束を示すものであり、株式会社神戸製鋼所の取締役会の承認を得るものとします。

## 10 本方針の付属書について

当社グループは、本方針に従って事業活動を推進するため、当社グループの事業特性に鑑みて遵守すべき具体的な人権の分野につき付属書を制定し、当社グループに周知します。付属書の内容は、法令や社会の情勢などに鑑み適宜見直しをすることとします。

以 上

---

制定日 2019年10月1日

改定日 2022年12月1日

代表取締役社長

山口 貢

## KOBELCO グループ人権基本方針の付属書

KOBELCO グループ（以下、当社グループという）は、事業活動において関わる全ての人びとの人権を尊重するため、以下の人権課題に対して重点的に取り組みます。

### 1 強制労働の排除

当社グループは、事業活動を行う全ての国、地域において、強制労働や人身売買を伴う労働、債務労働などのいかなる形態の現代奴隷も許容しません。

### 2 児童労働の排除

当社グループは、事業活動を行う全ての国、地域において、児童労働を許容しません。また、各国の法令に定められた最低就業年齢を遵守するとともに、ユニセフの「子どもの権利とビジネスの原則」、及び「児童の権利に関する条約」の主旨に基づき、子どもの権利を尊重します。

### 3 あらゆる差別の禁止

当社グループは、人種、信条、肌の色、宗教、国籍、言語、民族、性別、性的指向、性自認、婚姻状態、年齢、身体的特徴、疾病、障がいの有無、社会的身分、財産、出身地などのあらゆる不当な差別を許容しません。

### 4 結社の自由や団体交渉権の尊重

当社グループは、事業活動を行う全ての国や地域の労働に関する法令や慣行を遵守するとともに、結社の自由、団体交渉の権利を尊重し、従業員一人ひとり又はその代表者との誠実な対話により、健全な労使関係を構築します。

### 5 適切な労働時間の管理

当社グループは、事業活動を行う全ての国や地域の労働時間、休日、休暇に関する法令を遵守し、適切な管理を行います。

### 6 適切な賃金の確保

当社グループは、事業活動を行う全ての国や地域、業種別に定められた最低賃金や法定給付などの法令を遵守し、生活賃金以上の支払いに努めます。また、不当な賃金の減額は行いません。

## 7 多様性の尊重と働きやすい職場環境の実現

当社グループは、全ての従業員が安全かつ健康で、安心して働くことのできる職場環境を構築します。多様な価値観や個性を認め合い、従業員一人ひとりが最大限にその能力を発揮し、自己成長と自己実現を実感できる働きやすい職場環境を目指します。また、性別や地位などを背景とした人権を侵害する言動やあらゆるハラスメントを許容しません。

## 8 先住民族の権利への配慮

当社グループは、事業活動を行う国や地域において先住民族が在住する場合には、先住民族の固有の文化や歴史を尊重し、当該国や地域の法規制を遵守するとともに、先住民族の権利に及ぼす影響について配慮を行います。

## 9 地域社会への貢献

当社グループは、地域社会との信頼関係を構築するとともに、連携して地域の課題解決に取り組みながら、地域に相応しい人事制度の構築や地域雇用への貢献に努めます。また、事業活動を行う地域住民の健康、土地の権利、水へのアクセスなどの負の影響を防止又は軽減するための必要な対応に取り組みます。

## 10 サプライチェーン

当社グループは、サプライヤー全体の把握に努め、サプライヤーを含む当社グループのビジネスパートナーに対して人権尊重に対する理解と協力を求めながら、人権に配慮したサプライチェーンの確立に努めます。

以上の人権課題については、今後の事業活動の変化や人権デューディリジェンスの実施、また法令や社会要請などの必要に応じて、取組み項目や内容について適宜見直しを行います。

以 上